

第一章 総 論

第 1 節 機構（組織）の概要

1 保健所事務分掌（令和 7 年 4 月 1 日現在）

保健総務課

総務係

- (1) 健康危機管理の総括に関すること。
- (2) 看護学校に対する運営事業補助に関すること。
- (3) 大津市保健所運営協議会に関すること。
- (4) 保健所衛生委員会に関すること。
- (5) 保健衛生統計調査及び医療統計調査に関すること。
- (6) 献血に関すること。
- (7) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関すること。
- (8) 公印の保管に関すること。
- (9) 庁舎の維持管理に関すること。
- (10) 公用車の管理に関すること。
- (11) 課、地域保健推進室及び医療安全支援センターの一般庶務に関すること。

医事業事係

- (1) 病院、診療所及び助産所の許可及び届出並びに監視指導に関すること。
- (2) 医薬品等の販売等の許可及び届出並びに監視指導に関すること。
- (3) あん摩マッサージ指圧師等の届出及び監視指導に関すること。
- (4) 毒物劇物販売等の登録及び監視指導に関すること。
- (5) 衛生検査所に関すること。
- (6) 医療従事者の免許に関すること。
- (7) 麻薬及び向精神薬の免許申請等に関すること。
- (8) 医療機能情報及び病院報告に関すること。
- (9) 医療安全に関すること。

地域保健推進室

- (1) 地域保健に係る施策の総合的な企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 地域保健事業の実施に関すること（すこやか相談所の分掌事務に属するものを除く。）。
- (3) 大津市保健医療基本計画及び健康おおつ 21 に関すること。

すこやか相談所

- (1) 地域保健に係る施策の企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 地域保健事業の実施に関すること。
- (3) 地域保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。

医療安全支援センター

- (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 13 第 1 項各号に掲げる事務に関すること。

地域医療政策課

- (1) 地域医療施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 地方独立行政法人市立大津市民病院との連絡調整に関すること。
- (3) 地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会に関すること。
- (4) 救急医療に関すること。
- (5) 在宅医療に関すること。
- (6) 地域リハビリテーションの支援に関すること。
- (7) 公益社団法人大津市医師会、一般社団法人大津市歯科医師会及び一般社団法人大津市薬剤師会との連絡調整に関すること。
- (8) 地域の保健医療に係る各種団体等に対する補助に関すること。
- (9) 課の一般庶務に関すること。

衛生課

生活衛生係

- (1) 興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所及び遊泳用プールの衛生に関すること。
- (2) 温泉の利用の許可に関すること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- (4) 専用水道、簡易専用水道及び飲用井戸等の衛生に関すること。
- (5) 生活衛生に係る啓発に関すること。
- (6) 衛生営業総合管理システムに関すること。
- (7) 一般公衆浴場運営補助金に関すること。
- (8) 衛生害虫の相談に関すること。
- (9) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- (10) 狂犬病予防注射済票の交付に関すること。
- (11) 飼い犬の鑑札の交付に関すること。
- (12) 課の一般庶務に関すること。

試験検査係

- (1) 国等の試験研究機関との調整に関すること。
- (2) 食品等の試験検査に関すること。
- (3) 感染症に係る試験検査に関すること。
- (4) 水質汚濁等環境に係る試験検査に関すること。

食の安全推進係

- (1) 食の安全・安心に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 食育推進の総括に関すること。
- (3) 食の安全・安心に係る啓発に関すること。
- (4) 特定給食施設の届出及び監視指導に関すること。
- (5) 食品の表示（健康の増進を図るためのものに限る。）に関すること。
- (6) 専門的栄養指導に関すること。

食品指導係

- (1) 食品衛生関係施設の営業許可等及び監視指導に関すること。
- (2) 食品の表示（健康の保護を図るためのものに限る。）に関すること。
- (3) 食中毒及び不良食品の調査指導に関すること。
- (4) 食鳥処理の事業及びふぐの取扱いの規制に関すること。
- (5) と畜場及び化製場等（動物の飼養又は収容のための施設を除く。）に関すること。
- (6) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）に関すること。
- (7) 食品等事業者の自主的な衛生管理の推進に関すること。
- (8) 食品衛生関係功労者等の表彰に関すること。

動物愛護センター

- (1) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (2) 第1種動物取扱業の登録に関すること。
- (3) 特定動物の飼養許可に関すること。
- (4) 動物の飼養又は収容のための施設に関すること。
- (5) 狂犬病の予防に関すること。
- (6) 飼い犬の登録に関すること。
- (7) 滋賀県動物保護管理センターとの連絡調整に関すること。
- (8) 防疫に係る消毒に関すること。
- (9) 公印の保管に関すること。
- (10) 動物愛護センターの庶務に関すること。

保健予防課

管理係

- (1) 課の予算・決算に関すること。
- (2) 肝炎治療特別促進事業に関すること。
- (3) 肝炎重症化予防事業の検査費用助成に関すること。
- (4) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関すること。
- (5) 特定医療費（指定難病）に関すること。
- (6) 原子爆弾被爆者の援護に関すること。
- (7) アスベスト被害の救済に関すること。
- (8) 熱中症の啓発に関すること。
- (9) 課の一般庶務に関すること。

感染症対策係

- (1) 感染症対策に関すること。
- (2) 感染症発生動向調査事業に関すること。
- (3) 新型インフルエンザ対策（住民接種、特定接種）に関すること。
- (4) 家畜防疫対策（高病原性鳥インフルエンザ等）に関すること。
- (5) 特定感染症の検査・相談に関すること。
- (6) 結核予防対策に関すること。
- (7) 感染症医療療養費に関すること。
- (8) 肝炎重症化予防事業のフォローに関すること。

予防接種係

- (1) 予防接種に関すること。

精神・難病支援係

- (1) 精神保健福祉相談に関すること。
- (2) 思春期・ひきこもり家族支援に関すること。
- (3) 自殺対策に関すること。
- (4) 精神障害者の退院後支援に関すること。
- (5) 家族会支援に関すること。
- (6) 難病対策に関すること。
- (7) 精神科病院実施指導に関すること。
- (8) 精神早期介入・支援事業に関すること。

健康推進課

管理係

- (1) 健康増進に係る保健施策の調整に関すること。
- (2) 総合保健システムに関すること。
- (3) 課の一般庶務に関すること。

健康支援係

- (1) 健康増進（がん検診に関するものを除く。）に係る保健施策の企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 健康増進思想の普及及び啓発に関すること。
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
- (4) 国民健康保険の保健事業に関すること。
- (5) 生活習慣病等の疾病対策に関すること。
- (6) 健康教育及び健康相談（乳幼児に関するものを除く。）に関すること。
- (7) 各種の健康診査及び検診（乳幼児健康診査及び乳幼児歯科健診並びにがん検診を除く。）に関すること。
- (8) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく受動喫煙対策の防止対策の推進に関すること。
- (9) 歯科保健（乳幼児に関するものを除く。）に関すること。
- (10) 食育の推進及び普及に関すること。
- (11) 健康推進関係団体への支援に関すること。

がん対策推進係

- (1) 健康増進（がん検診に関するものに限る。）に係る保健施策の企画、調査及び研究に関すること。
- (2) がん対策の普及及び啓発に関すること。
- (3) がん検診に関すること。
- (4) 肝炎ウイルス検診に関すること。

母子保健課（令和7年4月1日にこども未来部こども総合支援局へ移管）

管理助成係

- (1) 母子保健に係る施策の調整に関すること。
- (2) 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病に係る医療費の支給及び指定医療機関等の指定に関すること。
- (3) 課の一般庶務に関すること。

乳幼児保健係

- (1) 母子保健（乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものに限る。）に係る施策の企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 母子保健事業（乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものに限る。）の実施に関すること。
- (3) 乳幼児の健康教育及び健康相談に関すること。

母子保健係

- (1) 母子保健（乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものを除く。）に係る施策の企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 母子保健事業（乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものを除く。）の実施に関すること。
- (3) 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病に関すること（管理助成係の分掌事務に属するものを除く。）。

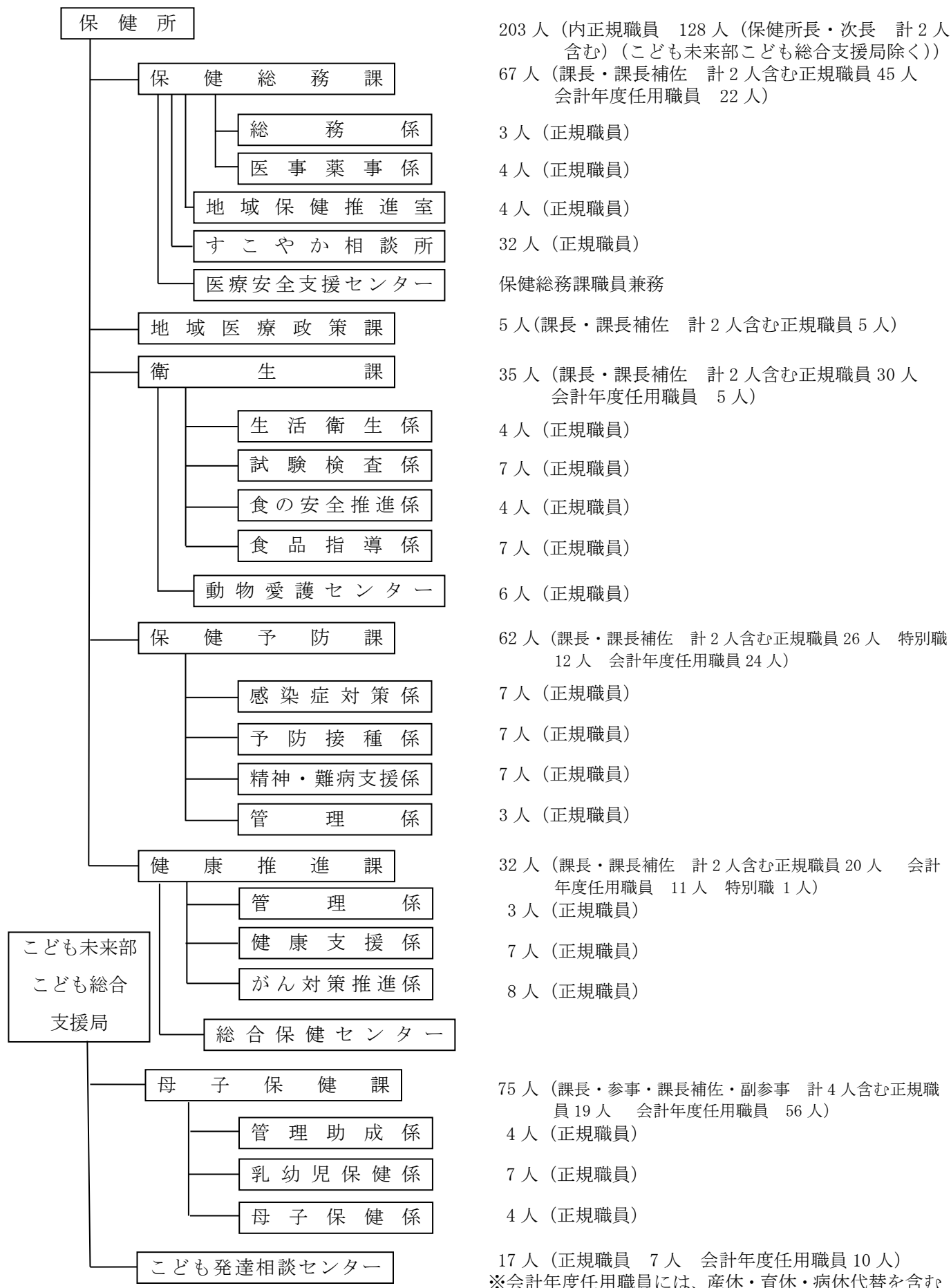
こども発達相談センター（令和7年4月1日にこども未来部こども総合支援局へ移管）

- (1) 発達に係る相談及び検査に関すること。
- (2) 発達に係る診察及び助言に関すること。
- (3) 発達に係る研修会等の開催その他の啓発に関すること。
- (4) 発達障害児等及びその家族の支援に係る関係機関との連携及び調整に関すること。
- (5) 発達障害児等の早期発見、早期対応、支援施策の企画に関すること。
- (6) 公印の保管に関すること。

2 沿 革

平成 21 年	4 月	1 日	大津市保健所開設（中核市移行に伴う） ※保健総務課、衛生課、保健予防課 場所：大津市におの浜四丁目 4－5 ※健康推進課、総合保健センター 場所：大津市浜大津四丁目 1－1 明日都浜大津 2 階 ※大津市動物愛護センター 場所：大津市仰木の里一丁目 2 4－2 ※すこやか相談所【和邇、堅田、比叡、中、膳所、南、瀬田】
平成 23 年	7 月 25 日		膳所すこやか相談所移転
平成 27 年	2 月	2 日	におの浜から明日都浜大津 1 階へ移転 子ども発達相談センター開設
平成 27 年	4 月	1 日	医療安全支援センター開設
平成 29 年	4 月	1 日	地域医療戦略室開設 グループ制から係制へ移行 保健総務課の食に関する事務分掌が衛生課へ移管
平成 30 年	4 月	1 日	健康支援係が保険年金課から健康推進課へ移管
令和 3 年	2 月	1 日	新型コロナウイルスワクチン接種対策室開設
令和 3 年	4 月	1 日	地域医療戦略室を地域医療政策課に改編
令和 4 年	4 月	1 日	地域保健推進室開設 すこやか相談所が健康推進課から保健総務課へ移管
令和 5 年	4 月	1 日	新型コロナウイルスワクチン接種対策室が保健予防課予防接種係へ移管
令和 5 年 10 月		1 日	比叡すこやか相談所移転
令和 6 年	4 月	1 日	母子保健課開設
令和 7 年	4 月	1 日	健康保険部と福祉部が健康福祉部とこども未来部に再編 こども発達相談センター、母子保健課がこども未来部こども総合支援局へ移管

3 保健所組織図（令和7年4月1日現在）



4 職種別職員構成

令和7年4月1日現在(単位:人)

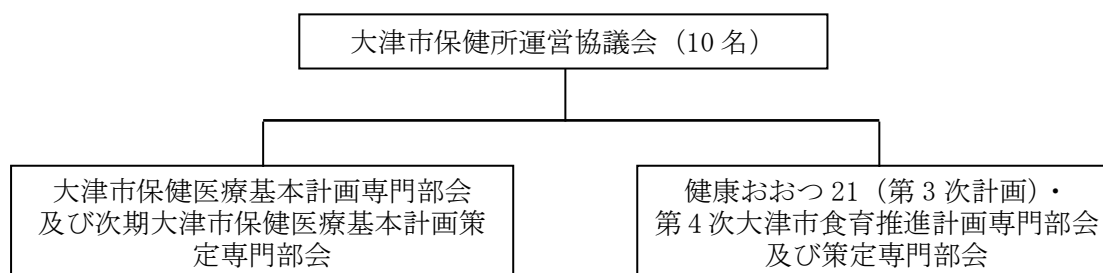
		職 員 数	医 師	獣 医 師	薬 剂 師	保 健 師	歯 科 衛 生 士	精 神 保 健 福 祉 士	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	管 理 栄 養 士	発 達 相 談 員	化 学 職	消 防 職	保 育 士	事 務 職
所 長		1	1													
次 長		1														1
保健 総務課	課長・課長補佐	2														2
	総務係	3												1		2
	医事薬事係	4			2											2
	地域保健推進室	4			1	2										1
	すこやか相談所	32				32										
	小計	45			3	34								1		7
地域医療政策課		5				1										4
衛 生 課	課長・課長補佐	2			1											1
	生活衛生係	4		1	2											1
	食品指導係	7		1	6											
	食の安全推進係	4									3					1
	試験検査係	7			2					1			4			
	動物愛護センター	6		3												3
	小計	30		5	11					1	3		4			6
保 健 予 防 課	課長・課長補佐	2				1										1
	感染症対策係	7			1	4										2
	予防接種係	7				1										6
	精神・難病支援係	7				4		1								2
	管理係	3														3
	小計	26			1	10		1								14
健 康 推 進 課	課長・課長補佐	2				1										1
	管理係	3														3
	健康支援係	7				2	1				1					3
	がん対策推進係	8				4			1							3
小計		20				7	1		1		1					10
合計		128	1	5	15	52	1	1	1	1	4	-	4	1	-	42
母 子 保 健 課	課長・参事・課長補佐・副参事	4	1			1										2
	管理助成係	4														4
	乳幼児保健係	7				2	1					4				
	母子保健係	4				4										
小計		19	1			7	1					4				6
こども発達相談センター		7	1			1						3			1	1

5 委員会等

(1) 大津市保健所運営協議会

平成 21 年 4 月 1 日、大津市が中核市への移行により保健所政令市となったことに伴い、これまでの大津市保健対策協議会を発展的に解消し、平成 21 年度から「大津市保健所運営協議会」を設置している。この協議会は、地域保健法及び大津市保健所条例に基づき、市民の生涯にわたる健康の保持及び増進、並びに公衆衛生の向上に関する総合的な施策の推進を図るため、本市における地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する機関として設置したものであり、地域保健施策を推進するに当たり、医療及び福祉との連携を図り、総合的、一体的に推進するため、保健・衛生・医療機関及び団体、福祉団体、関係行政機関等の代表者及び公募により選ばれた市民から構成されている。

① 機構、組織（平成 21 年 7 月 1 日設置）



② 設置目的

- ・地域住民の意見を反映した保健所業務を行う。
- ・保健所が地域保健対策の中心的機関として企画及び調整等の機能を果たすとともに、医療・福祉との連携やライフサイクルを通じた包括的な健康づくりという視点から関係機関と連携して、地域保健対策を総合的に推進する。
- ・保健所業務の発展を期するため、関係者・関係機関等に対する理解を深めるとともに、地域の健康問題への関心を高める。

③ 構成員所属（10 名：令和 7 年 4 月 1 日現在）

- ・大津赤十字病院 ・大津市医師会 ・大津市歯科医師会 ・大津市薬剤師会
- ・大津市健康推進連絡協議会 ・大津市民生委員児童委員協議会連合会 ・大津市食品衛生協会
- ・滋賀県獣医師会 ・大津北警察署 ・公募委員（1 名）

④ 開催状況

開催日	出席者数	内容
令和 6 年 12 月 12 日	会場 8 人 計 8 人	・大津市保健所事業について ・第 4 期大津市保健医療基本計画策定専門部会の進捗状況について ・健康おおつ 21（第 3 次計画）・第 4 次大津市食育推進計画策定専門部会の会議結果の報告について ・大津市保健医療基本計画専門部会の設置について

(2) その他の附属機関（令和7年4月1日現在）

名称	設置目的	所管課
地方独立行政法人市立大津市民病院 評価委員会	地方独立行政法人市立大津市民病院の業務実績に関する評価、中期目標の策定、中期計画の認可等に関し調査審議する。	地域医療 政策課
大津市予防接種健康被害調査委員会	予防接種に起因して発生した健康被害及びその事後対策について必要な事項を調査審議する。	保健予防課
大津市予防接種協議会	予防接種事業の円滑な実施のために必要な事項を調査審議する。	保健予防課
大津市感染症診査協議会	感染症の患者に対する就業制限、入院勧告、入院期間の延長及び医療の公費負担などに関し必要な事項を協議する。	保健予防課
大津市肺がん結核検診協議会	肺がん結核検診を円滑に実施するために必要な事項を調査審議する。	健康推進課
大津市消化器がん検診協議会	消化器がん検診（胃がんを除く）を円滑に実施するために必要な事項を調査審議する。	健康推進課
大津市胃がん検診協議会	胃がん検診を円滑に実施するために必要な事項を調査審議する。	健康推進課
大津市歯科保健推進協議会	歯科保健事業を円滑に実施するために必要な事項を調査審議する。	健康推進課
大津市がん対策推進委員会	がん対策の推進に関する重要事項について必要な事項を調査審議する。	健康推進課
大津市小児慢性特定疾病審査会	小児慢性特定疾病医療費支給認定に関し必要な事項を審議する。	母子保健課

6 第4期大津市保健医療基本計画

保健医療を取り巻く環境の変化を捉え、本市の実情に即した質の高い効率的な保健医療体制の整備を目指し、令和7年度から12年度までの6年間を計画期間とする「第4期大津市保健医療基本計画」を令和7年3月に策定した。

(1) プランの基本的な考え方

① 基本理念

いつまでもいきいきと安心して暮らすことのできるまち・大津
～健康は自分で・地域で・社会でつくる～

② 基本目標

基本理念の下、市民一人一人が自分の心と体の健康に関心を持ち主体的に健康づくりに取り組むとともに、身近な地域で安全・安心な保健医療サービスが受けられる健康のまちづくりの実現を目指し、3つの基本目標を掲げて計画の推進を図る。

- ・生涯にわたる健康づくりを進めます
- ・安全で快適な生活環境づくりを進めます
- ・安心して暮らせる医療体制づくりを進めます

(2) 計画の推進体制と進捗管理

① 進捗体制と役割

本計画は、本市の保健医療分野を中心として施策を体系づけた中期的な方針として位置付けており、その推進に当たっては、市民を始め、関係する多様な主体による一体的な取組が必要である。

このため、関係者との取組の進捗状況や問題の改善状況を共有し、連携を図りながら取組を推進していく。

② 進捗評価及び進捗管理

本計画をより実効性のあるものとするために、9つの分野ごとに目指す姿を明らかにし、各分野における課題の解決に向けた具体的な取組及びその成果を明示するとともに、それぞれに指標設定を行った。

また、本計画を着実に推進するため、毎年度、設定した数値指標に対する実績値等、具体的な取組及びその成果の状況を把握し、進捗評価を行う。

計画開始後3年目に中間評価を行い、必要に応じて内容を見直し、計画の実効性を高めていく。

なお、本計画の進捗評価については、大津市保健所運営協議会で報告を行い、関係者間で目指す姿の実現に向けた課題の改善状況を共有し、更なる取組の展開へとつなげ、取組による成果を継続的に高めていく。

第2節 予算及び事業の概要

1 保健総務課

(単位：千円)

	令和6年度		令和7年度		説明（令和7年度）
	決算 見込額	左の特定財源 内訳	予算額	左の特定財源 内訳	
1 職員給与費	285,565	国 5,927	304,394	国 5,601	保健総務課（45人）
2 保健所運営事業	33,193	諸 747	22,845	諸 753 債 3,600	保健所の管理運営経費
3 総合保健対策事業	10,674	県 350	12,073	県 350	(1) 総合保健対策事業（7,758千円） 地域・職域における健康づくりを進めるための連携会議の開催や献血事業に取り組むほか、看護師を確保するため、市内看護師養成学校への支援を実施する。 (2) 健康危機管理体制整備事業（4,165千円） 健康危機事例発生時において、迅速かつ効果的な対応を行うため、平時より健康危機事例発生に備えた組織体制の整備と、大規模災害（原子力災害含む）が発生した場合に備えた市民啓発と情報提供、災害備品や医薬品の確保と維持を行う。 (3) 健康おおつ21推進事業（150千円） 健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画専門部会を開催し、関係機関、団体との協働のもとにその総合的な推進を図る。 また、健康おおつ21応援団事業を推進し、地域や事業所等との連携による健康づくりに取り組む地域づくりをさらに推進する。
4 医務薬務等指導事業	2,552	使 2,434	2,779	使 1,511	医療法、医薬品医療機器等法、毒物劇物取締法等に基づく許可及び届出に関する事務を行うとともに、医療機関や医薬品、毒物劇物等の製造・販売・管理を行う事業者に対し立入検査や監視指導を行う。また、医療に関する苦情や相談等に対応するため、保健総務課内に「医療安全支援センター」を開設し運営する。 (1) 医療監視事業（370千円） (2) 会計年度任用職員等雇用経費（2,057千円） (3) 薬事指導事業（323千円） (4) 毒物劇物指導事業（29千円）
5 衛生統計調査事業	617	国 617	2,509	国 2,509	厚生労働省において、政策の企画及び立案に必要な資料を得るために実施する保健衛生に関する各種調査について、保健所が国の委託を受けて実施する。
6 すこやか相談所管理運営事業	72,699	国 22,596 県 5,741 諸 459	151,656	国 18,923 県 4,833 諸 114 債 70,300	市民の健康増進を図るため、市内7ブロックごとにすこやか相談所を設置運営し、地域保健活動の充実を図る。 (1) すこやか相談所運営事業（107,156千円）

						(2)会計年度任用職員雇用経費 (44,500 千円)	
7 墓地等経営許可事業	21		28			墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地等の経営許可を行う。	
8 会計年度任用職員雇用経費	67,829	国 県	4,509 2,381	43,338	国 県	1,933 2,815	保健所運営における事務補助や育休代替の会計年度任用職員雇用に要する経費
合 計	473,150	使 国 県 諸	2,434 33,649 8,472 1,206	539,622	使 国 県 諸 債	1,511 28,966 7,998 867 73,900	

2 地域医療政策課

(単位：千円)

	令和 6 年度		令和 7 年度		説明（令和 7 年度）
	決算 見込額	左の特定財源 内訳	予算額	左の特定財源 内訳	
1 職員給与費	39,560		39,979		地域医療政策課（5 人）
2 地域医療確保 支援事業	147,003	県 18,173	143,897	県 18,200	(1) 地域医療推進事業（30,795 千円） 地域医療の一端を担う在宅医療の環境整備を進めるため、訪問看護・訪問診療体制強化事業や地域リハビリテーション支援体制整備事業を推進する。 (2) 医療確保対策事業（113,102 千円） 夜間及び休日、地域に必要な医療体制（後方医療、小児救急医療、公的病院等運営、私的二次救急医療）を確保するため、関係機関に対して、それぞれ財政支援を行う。 また、地方独立行政法人市立大津市民病院の業務実績評価を行うため、地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会を運営する。
3 地方独立行政 法人市立大津市 民病院運営支援 等事業	1,653,536		1,781,141		地方独立行政法人法に規定する設立団体が負担すべき経費（法人の事業の経営をもって充てることが適当でない経費など）について、総務省からの通知に基づく運営費負担金等を支出し、地域医療の確保を図る。
一 般 会 計 合 計	1,840,099	県 18,173	1,965,017	県 18,200	
病院事業債管理 特 別 会 計	1,858,532	債 556,100 諸 1,302,432	1,896,425	債 527,700 諸 1,368,725	地方独立行政法人市立大津市民病院の設備投資に関する長期債（移行前病院事業債など）を償還するとともに、新たな設備投資に必要な資金を長期貸付けし、これに必要な資金を長期借入れする。 なお、長期債務の負担義務は法人であることから、法人から本市への償還される額を財源として合わせて管理する。

3 衛生課

(単位：千円)

	令和 6 年度		令和 7 年度		説明（令和 7 年度）
	決算 見込額	左の特定財源 内訳	予算額	左の特定財源 内訳	
1 職員給与費	207,024	使 10,734	209,319	使 3,288	衛生課（24 人）動物愛護センター（6 人）
2 総合保健対策 事業	1,929	国 1,443 諸 103	2,071	国 1,290 諸 137	(1)食環境整備事業 (2,071 千円) 「大津市食育推進計画」の進捗管理及び啓 発を行う。また、特定給食施設及び多数給食 施設において栄養管理が適切に行われるよ う、施設に対する計画的な栄養指導を行う。 加えて、国民健康・栄養調査を国の委託を受 けて実施する。
3 生活衛生事業	47,785	使 627	11,172	使 815	(1)衛生総務事業 (10,357 千円) 衛生課全体の一般事務、生活衛生等管理シ ステムの運用・保守管理を実施する。 (2)生活衛生監視指導事業 (676 千円) 旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師 法、美容師法、クリーニング業法、建築物に おける衛生的環境の確保に関する法律、温泉 法及び滋賀県遊泳用プール条例に基づく営業 施設の許可及び届出事務並びに監視指導（立 入検査等）業務を実施する。 (3)生活衛生啓発事業 (139 千円) 生活衛生を確保するため、事業者や市民対 象の講習会開催や啓発資料（リーフレット等） の作成・配布などの啓発事業を実施する。
4 食品衛生事業	3,828	使 3,828	12,667	使 11,649	(1)食品衛生監視指導事業 (2,374 千円) 食品衛生法、食品表示法、食鳥処理の事業 の規制及び食鳥検査に関する法律、滋賀県ふ ぐの取扱の規制に関する条例に基づく食品衛 生関係施設の許可及び届出事務並びに監視指 導（立入検査等）業務を実施する。また、国 スポ・障スポ関連で食品提供施設等に対する 監視を強化する。 (2)食品衛生啓発事業 (1,072 千円) 食中毒等の発生を防ぐため、市民を対象と した講習会や意見交換会を行い、正しい食品 安全の知識の普及啓発及びリスクコミュニケ ーションを実施する。 (3)食品衛生自主管理推進事業(1,280 千円) 食品事業者自らが自発的に衛生管理を行う ことを促すための助言、指導を行うとともに、 H A C C P 適合証明制度の普及をすすめる。 (4)会計年度任用職員雇用経費(7,941 千円)
5 検査事業	48,734	国 11	48,478	国 11 債 800	(1)検査施設管理運営事業 (36,036 千円) 食品・生活衛生、感染症、環境（水質）等 に関する行政検査のための検査機器等の更 新、維持管理及び運営を行う。 (2)衛生検査事業 (11,133 千円) 食品の成分規格、残留農薬、アレルギー物 質、放射性物質等の検査及び食中毒、感染症 の原因究明のための検査、並びに浴場水、医 薬品等の検査を実施する。 (3)環境検査事業 (1,309 千円) 工場・事業場の排水、河川の水質等の検査 を実施する。

6 動物愛護管理事業	24,434	国 使 諸 寄	5,000 538 7 530	12,886	使 諸 債	613 30 2,100	(1)動物愛護管理事業 (3,740 千円) 動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき許可及び届出事務並びに監視指導業務、動物愛護や適正飼育の啓発、犬・猫の引き取り、保護等の業務を実施する。 (2)地域猫活動支援事業 (379 千円) 所有者不明の猫に係る諸問題を解決すべく、地域猫活動の普及啓発や不妊手術等を行う。 (3) 動物愛護センター管理運営事業 (2,793 千円) 動物愛護センターの管理運営に関する業務を実施する。 (4) 動物愛護センター施設改修事業 (2,816 千円) 経年劣化した施設について、年次計画的に改修を実施する。 (5) 会計年度任用職員雇用経費 (3,158 千円)
7 狂犬病予防事業	8,632	使	8,632	8,357	使	8,357	(1) 狂犬病予防事業費 (7,839 千円) 狂犬病予防法に基づき、狂犬病予防注射及び飼犬登録事務等の業務を実施する。 (2) 会計年度任用職員雇用経費 (518 千円)
8 公衆浴場運営補助事業	3,797	県	1,950	5,100	県	1,950	地域住民にとって保健衛生上欠くことのできない公衆浴場の経営安定と自立を図るため、その実施した事業等に対して補助金を交付する。
9 防疫衛生事業	9			45			大津市地域防災計画に基づき、災害時等及び感染症発生時に防疫作業を実施する。
合 計	346,172	使 国 県 諸 寄	24,359 6,454 1,950 110 530	310,095	使 国 県 諸 債	24,722 1,301 1,950 167 2,900	

4 保健予防課

(単位：千円)

	令和 6 年度		令和 7 年度		説明（令和 7 年度）
	決算 見込額	左の特定財源 内訳	予算額	左の特定財源 内訳	
1 職員給与費	165,413	県 3,013	165,763	県 3,007	保健予防課（26 人）
2 感染症予防 事業	73,452	国 28,212 県 122 諸 637	47,305	国 20,400 県 163	(1) 保健予防事業 (2,507 千円) 保健予防課全体に関する一般事務経費 (2) 感染症予防事業 (22,723 千円) 感染症の流行予測のため発生動向調査を実施する。また、感染症法に基づき感染症の疫学調査、保健指導等を実施し二次感染の予防に努める。 令和 5 年度に策定した大津市感染症予防計画に基づき、感染症対策を総合的かつ計画的に推進する。 (3) 感染症医療療養費事業 (6,898 千円) 感染症患者の医療費について、適正な医療の普及を図るため、入院の場合は医療に要する費用を、また通院の場合は必要な医療費の 95%に相当する額を公費負担する。 (4) 特定感染症予防対策事業 (5,637 千円) エイズ予防対策として、啓発・H I V 検査・相談を実施し、性病予防対策として梅毒検査を実施する。また、薬害肝炎問題の対応としてウイルス性肝炎検査の実施、肝炎治療特別促進事業の申請窓口事務を実施する。 (5) 結核予防対策事業 (7,695 千円) 結核の早期発見、まん延予防及び患者の適正医療の確保のため、感染症診査協議会の運営、接触者健康診断、結核患者精密健診、服薬及び療養支援、私立学校等健康診断費補助事業を実施する。 (6) 会計年度任用職員雇用経費 (1,845 千円)
3 予防接種事業	1,634,860 繰 6,219	国 102,780 県 76 国 6,219	1,310,968	国 48,562 県 774	(1) 予防接種事業費 (1,310,968 千円) 感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法による予防接種を実施する。(三種混合、ポリオ、四種混合、B C G、日本脳炎、二種混合、麻しん・風しん、水痘、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防、B 型肝炎、ロタウイルス感染症、五種混合、インフルエンザ（高齢者）、高齢者肺炎球菌、新型コロナ（高齢者）、带状疱疹（高齢者）)
4 難病支援事業	1,993	国 770 県 39	2,181	国 756 県 37	(1) 難病患者地域支援対策推進事業(638 千円) 難病患者に対する適切な在宅療養支援が行われるよう、関係機関と連携の下、在宅療養支援計画策定評価事業、訪問相談事業、難病対策研修事業等を実施し、難病患者地域支援対策を推進する。 (2) 特定疾患治療研究事業 (37 千円) 原因が不明で、治療法が確立していない難病のうち厚生労働省が指定した疾患について、医療費の公費負担申請窓口事務を実施する。 (3) 会計年度任用職員雇用経費 (1,506 千円)

5 精神保健福祉事業	22,618	国 県	4,242 6,115	24,706	国 県	3,716 6,026	(1)精神保健福祉事業費 (3,383 千円) 精神障害者が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう相談・支援体制の充実と、医療・保健・福祉関係者のチーム支援体制の充実に努める。自殺対策の検討。 (2)会計年度任用職員雇用経費 (21,323 千円)
6 健康被害対策事業	7	県	7	11	県 諸	3 4	(1)被爆者対策事業 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく医療費の給付、各種手当の支給に関する申請窓口事務、健康診断、原爆二世に対する健診案内、訪問介護費用の公費負担申請窓口事務を実施する。 (2)アスベスト対策事業 アスベストによる健康被害を受けられた方、又はその遺族の方で、労働災害の対象とならない方に対して支給される救済給付の受付事務を実施する。
合 計	1,898,343 繰 6,219	国 県 諸 国	136,004 9,372 637 6,219	1,550,934	国 県 諸	73,434 10,010 4	

5 健康推進課

(単位：千円)

	令和6年度		令和7年度		説明（令和7年度）
	決算 見込額	左の特定財源 内訳	予算額	左の特定財源 内訳	
1 常勤職員給与費	96,845		101,738		健康推進課(20人)
2 総合保健センター管理運営事業	47,943		53,384		総合保健センターは、「生涯健康都市大津」を目指し市民の健康保持・増進と保健サービスの一層の充実を図る。 (1) 総合保健センター運営事業 (11,192千円) (2) 会計年度任用職員雇用経費 (16,658千円) (3) 総合保健システム事業 (25,534千円)
3 健康増進対策事業	160,705	使 750 国 209 県 10,079 諸 123,865	141,239	使 588 国 2,976 県 11,627 諸 108,269	(1) 健康教育相談事業 (234千円) 健康増進に関する正しい知識の普及や健康に関する個別の相談に応じることで市民の健康意識を高め疾病予防を図ることを目的に、健康教育及び健康相談を実施する。 (2) 健康推進事業 (1,572千円) 市民の身近なところで健康づくりを行うため、地域の健康づくりリーダーである健康推進員を養成する。 (3) 基本健康診査事業 (2,960千円) 生活保護受給者等を対象に、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とした健康診査を実施する。 (4) 歯科保健推進事業 (7,656千円) 成人歯科保健対策として、歯周病検診(25歳・30歳・35歳・40歳・45歳)と妊婦歯科検診を実施する。 (5) 肝炎ウイルス検診事業 (11,323千円) 肝炎ウイルス感染者の早期発見を目的に、医療機関委託による個別検診及び集団特定健診と同時実施による集団検診を実施する。 (6) 後期高齢者健康診査事業 (113,410千円) 滋賀県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、後期高齢者医療制度被保険者を対象とした健康診査を実施する。 (7) がん対策推進事業 (3,357千円) 大津市がん対策推進条例の施行に伴う大津市がん対策推進基本計画に基づき、がん対策を推進する。 (8) 受動喫煙防止対策事業 (727千円) 健康増進法に基づき、各施設管理権原者等の受動喫煙防止対策の促進に向けて、啓発や指導等を行う。

4 がん検診推進事業	333,088	使 国 40,676 6,731	309,915	使 国 38,334 8,995 16,122	各種がんの早期発見を目的に、医療機関委託による個別方式及び検診機関委託による集団方式によりがん検診を実施する。 また、がん検診受診率向上対策として、受診券や無料クーポン券の送付等を実施する。 (1) 胃がん検診事業 (34,092 千円) (2) 子宮頸がん検診事業 (87,553 千円) (3) 乳がん検診事業 (46,274 千円) (4) 大腸がん検診事業 (43,921 千円) (5) 肺がん結核検診事業 (79,837 千円) (6) がん検診推進事業 (18,238 千円)
一 般 会 計 合	638,581	使 国 41,426 6,940 県 10,079 諸 123,865	606,276	使 国 38,922 11,971 県 11,627 諸 108,269 繰 16,122	
国民健康保険 事業特別会計	246,421		287,964		(1) 保健事業 (62,006 千円) 国民健康保険被保険者の健康保持、増進のために、国民健康保険法第 82 条に基づき保険者として生活習慣病重症化予防対策や重複頻回受診者等の訪問指導、がん検診受診費用の助成等を実施する。 (2) 特定健診・保健指導事業 (225,958 千円) 高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条及び第 24 条に基づき保険者として、国民健康保険被保険者に糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に健康診査・保健指導を実施する。

6 母子保健課

(単位：千円)

	令和 6 年度		令和 7 年度		説明（令和 7 年度）
	決算 見込額	左の特定財源 内訳	予算額	左の特定財源 内訳	
1 常勤職員給与費	138,452	県 105	138,585	県 76	母子保健課(19人)
2 総合保健センター管理運営事業	45,227	県 609			総合保健センター管理運営事業は、令和 7 年度より母子保健対策事業に移行。
3 健康増進対策事業	487				健康増進対策事業は、令和 7 年度より母子保健対策事業に移行。
4 小児保健対策事業	210,860	国 77,311 県 7,573 諸 8,688	249,007	国 75,231 県 6,875 繰 100 諸 4,900	(1) 乳幼児健診事業 (44,468 千円) 乳幼児に対し、心身の健康管理についての適切な指導を行うとともに、心身障害及び各種疾病や虐待等の支援の必要性を早期に発見して、早期対応や治療に結びつけることを目的として実施する。 (2) 会計年度任用職員雇用経費 (64,201 千円) 乳幼児健診に係る専門職を雇用し、円滑な事業推進を図る。 (3) 未熟児養育医療給付事業 (26,797 千円) 母子保健法に基づき、医療が必要な未熟児に対して養育に必要な医療の給付を実施する。 (4) 小児慢性特定疾病対策事業 (113,541 千円) 児童福祉法に基づき慢性疾病により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾病に関する医療費助成を実施する。
5 母性保健対策事業	312,121	国 25,950 県 37,346			母性保健対策事業は、令和 7 年度より、母子保健対策事業に移行。

6 母子保健対策事業			402,726	国 県 繰	28,832 56,535 200	(1) 妊婦等包括相談支援事業 (9,660 千円) 妊娠期からの切れ目ない支援（伴走型相談支援）として、当該事業に関連する妊娠出産に関する教室、妊娠出産に関する相談、周産期保健医療連絡調整会議、産後ケア事業を行う。 (2) 会計年度任用職員雇用経費 (64,678 千円) 伴走型相談支援等に係る助産師、事務職を雇用し、円滑な事業推進を図る。 (3) 妊産婦健診事業 (320,136 千円) 妊産婦の健康管理の充実と経済的負担軽減を図るため、妊婦健康診査及び産婦健康診査の受診券による費用助成を実施している。また、妊婦健康診査は、受診券の補助上限額を超えて自己負担した費用（各受診券記載の内容に限る。）や基本健康診査で 14 回（多胎妊娠は 19 回）を超えた受診（出産予定日（40 週 0 日）以降の医師等が必要と認めた受診に限る。）の費用を償還払により無料化している。 (4) 母子保健推進事業 (3,729 千円) 母子保健法や成育基本法にもとづき、母子保健を推進する教室や育児相談を行う。また多胎児を養育している保護者にはホームヘルパーを派遣して心身の負担軽減のために家事育児支援を行う。 (5) 不育症治療費助成事業 (514 千円) 不育症の検査及び治療（アスピリン療法及びヘパリン療法に限る。）を受けた者に対し、費用の一部を助成することにより、その経済的負担を軽減する。 (6) 母子保健管理事業 (4,009 千円) 母子保健課に関する管理経費
合 計	707,147	国 県 諸	103,261 45,633 8,688	790,318	国 県 繰 諸	104,063 63,486 300 4,900

7 こども発達相談センター

(単位：千円)

	令和6年度		令和7年度		説明（令和7年度）
	決算 見込額	左の特定財源 内訳	予算額	左の特定財源 内訳	
1 職員給与費	53,296	国 1,930	53,209	国 1,968	こども発達相談センター(7人)
2 小児保健対策費	49,159	国 4,519 県 1,198			
3 こども発達相談費			55,612	国 2,785 県 1,251	(1) 会計年度任用職員雇用経費 (48,198 千円) (2) こども発達相談事業 (7,414 千円) 3歳6か月児健診終了後の幼児から中学生までの発達に関する相談を実施する。 ① 発達相談・発達検査 専門職種（発達相談員、作業療法士、保健師など）が発達相談を受け、必要に応じて発達検査を実施する。 ② 小児科医による診察 発達等に関する診察を行い、支援や治療の方向性について助言する。 ③ 地域連携・保護者支援 校園との連携（訪問観察等）及び研修会の開催により、子どもの発達について理解を促す。
合 計	102,455	国 6,449 県 1,198	108,821	国 4,753 県 1,251	

※千円単位での表示のため、合計金額が一致しない場合がある。